

福井県報

号外第27号
令和7年
3月21日(金)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(4・交通企画課)……………2

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月21日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第4号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類またはその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、本部長が別に定める書面</p> <p>4～6（略）</p> <p>（選任または解任の届出）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 前項の安全運転管理者等選任届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し、<u>運転免許証の写しまたはこれらに代わる書類として本部長が別に定めるもの</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するものまたは第20条の2第2項の安全運転管理者等資格認定書の写し</p> <p>(4)（略）</p>	<p>（警察署長の駐車許可）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類またはその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>当該申請に係る車両の運転者の運転免許証</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、本部長が別に定める書面</p> <p>4～6（略）</p> <p>（選任または解任の届出）</p> <p>第17条（略）</p> <p>2 前項の安全運転管理者等選任届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本、住民票の写し<u>または運転免許証の写し</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 副安全運転管理者にあっては、その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの、<u>（自動車の運転の経験の期間を証明するものの添付が困難な者で現に自動車の運転免許を受けているものは、その運転免許証の写し）</u>、その者の自動車の運転の管理の実務の経験に関する経歴を証明するものまたは第20条の2第2項の安全運転管理者等資格認定書の写し</p> <p>(4)（略）</p>

(免許証等に係る申請等)

第23条 運転免許（以下「免許」という。）、運転免許証（以下「免許証」という。）または法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カード（以下これらを「免許証等」という。）に係る申請または届出に関する書類（法第94条第1項に規定する届出（法第95条の5第2項において読み替えて適用する場合を含む。）、法第95条の2第1項に規定する特定免許情報の記録の申請、同条第4項に規定する免許証の返納、同条第10項に規定する免許情報記録の抹消または法第104条の4に規定する免許の取消しの申請（他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合を除く。）を除く。）は、第2条の規定にかかわらず、公安委員会に提出するものとする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条 法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付または同条第3項の規定による運転経歴情報の記録（以下「運転経歴証明書の交付等」という。）を受けようとする者は、運転経歴証明書交付等申請書（様式第14号の4）を公安委員会に提出しなければならない。

2 第23条の2第2項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出)

第24条の2 内閣府令第30条の10の規定による運転経歴証明書の記載事項に係る変更の届出または内閣府令第30条の15の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項に係る変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項等変更届出書（様式第14号の5）を公安委員会に提出しなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第24条の3 内閣府令第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書（様式第14号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

2 第23条の2第2項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(運転経歴証明書の返納)

第24条の4 内閣府令第30条の12第2項または第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出をしようとする者は、運転経歴証明書返納届（様式第14号の7）を公安委員会に提出しなければならない。

(運転経歴情報の抹消)

第24条の5 内閣府令第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消

(免許証に係る申請等)

第23条 運転免許（以下「免許」という。）または運転免許証（以下「免許証」という。）に係る申請または届出に関する書類（法第94条第1項に規定する届出または法第104条の4に規定する免許の取消しの申請（他の種類の免許を受けたい旨の申出をする場合を除く。）を除く。）は、第2条の規定にかかわらず、公安委員会に提出するものとする。

(運転経歴証明書の交付申請)

第24条 法第104条の4第5項（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、運転経歴証明書交付申請書（様式第14号の4）を公安委員会に提出しなければならない。

2 第23条の2第2項の規定は、運転経歴証明書の交付を受けようとする者について準用する。

(運転経歴証明書の記載事項の変更届出)

第24条の2 内閣府令第30条の12の規定による運転経歴証明書の記載事項に係る変更の届出をしようとする者は、運転経歴証明書記載事項変更届出書（様式第14号の5）を公安委員会に提出しなければならない。

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第24条の3 内閣府令第30条の13の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者は、運転経歴証明書再交付申請書（様式第14号の6）を公安委員会に提出しなければならない。

2 第23条の2第2項の規定は、運転経歴証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

を受けようとする者は、運転経歴情報抹消届（様式第14号の8）を公安委員会に提出しなければならない。

（試験場の位置等）

第25条（略）

（免許証更新申請書等の写真添付の省略）

第30条 次に掲げる場合には、申請用写真の添付を要しない。

(1)（略）

(2) 法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請をするとき

。

(3) 法第95条の2第1項の規定による免許証の交付の申請をするとき。

(4) 法第101条第1項の規定による免許証等の更新の申請をするとき。

(5) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証等の更新の申請をするとき。

(6)（略）

(7) 運転経歴証明書の交付等の申請をする場合で、運転経歴証明書の即日交付または運転経歴情報の即日記録を行うとき。

(8) 内閣府令第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請をする場合で、当該申請に係る運転経歴証明書の添付があるとき。

(9) 法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請をするとき。

（停止処分者講習）

第34条（略）

2～6（略）

（試験場の位置等）

第25条（略）

（免許証更新申請書等の写真添付の省略）

第30条 次に掲げる場合には、申請用写真の添付を要しない。

(1)（略）

(2) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請をするとき。

(3) 法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請をするとき。

(4)（略）

(5) 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請（法第105条第2項において読み替えて準用する場合を除く。）をする場合で、運転経歴証明書を即日交付するとき。

(6) 内閣府令第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請をする場合で、当該申請に係る運転経歴証明書の添付があるとき。

（停止処分者講習）

第34条（略）

2～6（略）

7 前項の運転免許停止（保留、運転禁止）期間短縮通知書の交付を受けた者が、法第107条第4項または第107条の10第3項の規定により免許証の返還を受けようとするときは、第5項の規定により短縮した免許の保留等の期間が満了した日の翌日（国際運転免許証等については、当該免許の保留等の期間が満了する時またはその者が本邦から出国する時のいずれか早い時）に、運転免許課長に対し当該通知書を提示しなければならない。

様式第14号の4から様式第14号の6までを次のように改める。

様式第14号の4 (第24条関係)

運転経歴証明書交付等申請書

規格
 ・6カ月以内
 ・無損
 ・正面
 ・上三分身
 ・無背景
 ・3.0×2.4

福井県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

申請者氏名	連絡先電話番号(本人・申請者)		
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所			
運転経歴証明書および運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの	経歴書	マイナ経歴書	
個人番号カードの効力	有効	無効	

代筆の場合 続柄 氏名

申請(登録) 年 月 日	年 月 日	登録番号	
申請取消または失効 年 月 日	年 月 日	処分等番号	

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容		・氏名		・住所		・その他	
新	フリガナ						
	氏名	旧姓併記 通称名希望 有・無					
	生年月日	年 月 日	性別	男・女			
	住所	(〒 -)					
資料区分	3 6 5 1 5 0	処理級込み	住所	氏名	住所・氏名	氏名(カナ)修正	
			1	2	3	8	
受理所属		交付場所					
手続時における現在の免許証等保有状況		免許証・経歴書		マイナ免許証・マイナ経歴書			
自動車等の運転に関する経歴		・修正なし ・「優良から一般」、「一般から違反」、「違反から優良」への修正 ・「優良から違反」、「一般から優良」、「違反から一般」への修正					
		記録等公安委員会		公安委員会			
		特定免許情報記録等年月日		年 月 日			
		免許情報有効期間の末日		年 月 日			
		免許情報記録番号		第 号			

兼登録票

様式第14号の5 (第24条の2関係)

運転経歴証明書記載事項等変更届出書

入力確認者	入力者	受理者

福井県公安委員会 殿

届出日 年 月 日

届出者氏名	連絡先電話番号(本人・届出者)		
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所			

代筆の場合 続柄 氏名

申請(登録) 年 月 日	年 月 日	登録番号	
申請取消又は失効 年 月 日	年 月 日	処分等番号	

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容		・氏名		・住所		・その他	
新	フリガナ						
	氏名	旧姓併記 通称名希望 有・無					
	生年月日	年 月 日	性別	男・女			
	住所	(〒 -)					
資料区分	3 6 5 1 5 0	処理級込み	住所	氏名	住所・氏名	氏名(カナ)修正	
			1	2	3	8	
受理所属		交付場所					
手続時における現在の経歴書等保有状況		経歴書		マイナ経歴書			
		記録等公安委員会		公安委員会			
		特定免許情報記録等年月日		年 月 日			
		免許情報有効期間の末日		年 月 日			
		免許情報記録番号		第 号			

兼登録票

運転経歴証明書再交付申請書

規格
 ・6カ月以内
 ・無縫
 ・正面
 ・上三分身
 ・無背袋
 ・3.0×2.4

福井県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

申請者氏名	連絡先電話番号 (本人・申請者)		
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所			

代筆の場合 続柄 氏名

申請 (登録) 年 月 日	年 月 日	登録番号	
申請取消または 失効年月日	年 月 日	処分等番号	

変更がある場合は以下を記入してください。

変更内容		氏名		住所		その他	
新	フリガナ						
	氏名	旧姓併記 通称名希望 有・無					
	生年月日	年 月 日	性別	男・女			
	住所	(〒 -)					
資料区分	36 51 50	処理 絞込み	住所	氏名	住所・氏名	氏名 (カナ) 修正	
			1	2	3	8	
受理所属		交付場所					
手続時における 現在の経歴書等 保有状況		経歴書			マイナ経歴書		
自動車等の運転 に関する経歴		・修正なし ・「優良から一般」、「一般から違反」、「違反から優良」への修正 ・「優良から違反」、「一般から優良」、「違反から一般」への修正					
		記録等公安委員会		公安委員会			
		特定免許情報記録等年月日		年 月 日			
		免許情報有効期間の末日		年 月 日			
		免許情報記録番号		第 号			

兼登録票

様式第14号の6の次に次の2様式を加える。

様式第14号の7（第24条の4関係）

運転経歴証明書返納届				
年 月 日				
福井県公安委員会 殿				
フリガナ		電話番号		
氏 名				
生年月日	年 月 日	性別	男 1	女 2
住 所				
手続時における現在の経歴書等保有状況			経歴書及びマイナ経歴書	

兼登録票

様式第14号の8（第24条の5関係）

運転経歴情報記録抹消届				
年 月 日				
福井県公安委員会 殿				
フリガナ		電話番号		
氏 名				
生年月日	年 月 日	性別	男 1	女 2
住 所				
手続時における現在の経歴書等保有状況			経歴書及びマイナ経歴書	
		記録等公安委員会	公安委員会	
		特定免許情報記録等年月日	年 月 日	
		免許情報有効期間の末日	年 月 日	
		免許情報記録番号	第	号

兼登録票

様式第19号の3中「交付公安委員会」を「交付（記録）公安委員会」に改める。

様式第21号の7および様式第21号の12中

免 許 証 番 号	第	—	号
-----------	---	---	---

を

「

免 許 証 番 号	第	号
免 許 情 報 記 録 の 番 号	第	号

」

に改める。

様式第22号、様式第24号および様式第33号を次のように改める。

当事者またはその代理人の意見の陳述要旨

参考人または関係人の陳述要旨

その他参考と
なるべき事項

様式第35号中

現に受けている免許	免許の種類	第	種	免許
	免許番号	第		号
	交付年月日		年 月 日	

を

現に受けている免許	免許の種類	第	種	免許
	免許番号	第		号
	免許情報記録の番号	第		号
	交付年月日		年 月 日	

に改める。

第2条 福井県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 法第4条第2項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「2輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「2輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、<u>「特定小型原動機付自転車・自転車専用」</u>、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」およびこれらの標識に関連して設置された「<u>指定方向外進行禁止</u>」の規制標識を用いたものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(高速道路交通警察隊長に行わせる事務)</p> <p>第4条の2 法第114条の3の規定に基づき、次の各号に掲げる警察署長の権</p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 法第4条第2項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両の通行禁止の規制(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府令・建設省令第3号)別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「2輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「2輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両(組合せ)通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」の規制標識を用いたものをいう。)の対象から除く車両</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(高速道路交通警察隊長に行わせる事務)</p> <p>第4条の2 法第114条の3の規定に基づき、次の各号に掲げる警察署長の権</p>

限に属する事務のうち、北陸自動車道、近畿自動車道敦賀線敦賀ジャンクションから若狭上中インターチェンジまでの間および自動車専用道路一般国道158号（中部縦貫自動車道）福井北ジャンクション・インターチェンジから九頭竜インターチェンジまでの間に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

(1)~(8) (略)

限に属する事務のうち、高速自動車国道および自動車専用道路一般国道158号（中部縦貫自動車道）福井北ジャンクション・インターチェンジから九頭竜インターチェンジまでの間に係るものは、高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

(1)~(8) (略)

様式第8号の2中

手 数 料	【申込番号】※手数料納付システム利用時															
	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">-</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table>							-				-				
					-				-							
【証紙貼付欄】																

を

※ 添 付 書 類	[法人関係]	[各役員関係]
	<input type="checkbox"/> 定款等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の氏名および住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 欠格事由に該当しない旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 資機材を保有する旨の誓約書 <input type="checkbox"/> 駐車監視員資格者証の写し（2名以上） <input type="checkbox"/> 事務所に係る資料	<input type="checkbox"/> 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） <input type="checkbox"/> 診断書

「
【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

「
【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第19号の3および様式第20号中

を

「
【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

【申込番号】 ※手数料納付システム利用時

				-					-			
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第21号の2および様式第21号の3中

を

「
【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-												
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第21号の4中

を

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-												
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

【申込番号】 ※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第21号の5および様式第21号の6中

を

【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

様式第21号の7から様式第21号の9までの規定中

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

を

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第21号の10中

を

「
【申込番号】※手数料納付システム利用時

				-					-				
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

様式第21号の11中

【申込番号】※手数料納付システム利用時												
				-						-		
【証紙貼付欄】												
【申込番号】※手数料納付システム利用時												
				-						-		
【証紙貼付欄】												

を

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【収納証明書類】

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【収納証明書類】

に改める。

【申込番号】※手数料納付システム利用時

					-														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【証紙貼付欄】

様式第21号の12中

を

